

法律相談をお受けになる方へ

中央区 企画部 広報課 広聴係

区の法律相談事業では、トラブル解決に向けた弁護士のアドバイスをひとりでも多くの方が受けられるよう、また公平で円滑な利用が図られるよう次のとおり運営・運用を行っています。皆さまのご協力をお願いします。

お申し込みについて

- ◎ 法律問題でお困りの区民の方に、問題解決の糸口を提供することを目的としています。
- ◎ 相談は、中央区在住又は在勤の方(個人)が利用できます。契約関係、雇用関係等に関する企業からの相談申し込みについては、原則として企業を対象とした他の相談事業等を案内しています。
- ◎ 相談は、土地・家屋、相続、離婚、金銭貸借などの日常生活上の法律問題全般についての、弁護士会から派遣された弁護士の面接によるアドバイスです。
- ◎ 相談は、30分以内(無料)で事前予約制です。ご予約時は、開庁日の時間内(8:30～17:00)に、区役所1階まごころステーション内の区民相談へ直接来庁、または電話(03-3546-9590)で、「住所(又は勤務先所在地)」・「氏名」・「連絡先電話番号」・「相談内容の概要」をお申し出ください。なお、税金に関する相談等、相談内容によっては、他の相談事業や相談機関等をご紹介します場合があります。
- ◎ 限られた時間で効率よく相談を受けるために、当日は契約書等の関係資料をご用意ください。
- ◎ 同じ内容の相談は、一度だけとなります。繰り返し同じ内容の相談はできませんのでご了承ください。
- ◎ ご予約のキャンセルは、他の利用者のためになるべく早くご連絡ください。

相談日当日について

- ◎ 当日は、5分前には相談室へおいでいただき、受付をしてください。
- ◎ 予約時間は、状況によって前後にずれる場合もありますが、その場合においても相談できる時間は開始時刻から30分以内となります。30分を超過した場合は、受付の者がその旨声をおかけしますのでご了承ください。
- ◎ 相談は、トラブルの解決に向けての弁護士からの法律的なアドバイスです。相談した弁護士が、弁護活動や代理人としての仕事をお引き受けすることはできません。また、相談した弁護士に関する情報についてのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。
- ◎ 相談内容の無断録音は厳にお断りします。筆記が困難等の理由により、録音を希望される方は、担当の弁護士に当日ご相談ください。なお、弁護士の判断により、録音できない場合もありますのでご了承ください。
- ◎ 現在、他の弁護士に依頼している係争中の事件については、相談した弁護士からアドバイスを受けられないこともあります。
- ◎ 相談事項と関係のない身の上話や雑談等のご遠慮ください。また、相談室や待合室での携帯電話のご使用についてもご遠慮ください。

相談日等

相談場所	相談日時	予約先電話
区民相談室 (区役所1階)	毎週金曜日(休日を除く)、午後1時～4時	03-3546-9590
日本橋特別出張所	毎月第2・4水曜日(休日の場合は翌開庁日)、午後1時～4時	〃
月島特別出張所	毎月第1・3月曜日(〃)、 〃	〃

担当：広報課広聴係区民相談(電話 03-3546-9590)